

# 西秋川衛生組合へ行ってきました!

## ～初めての最終処分場見学～

11月7日、廃棄物減量等推進員6名で西秋川衛生組合の施設見学へ行ってきました。

市役所から車を走らせる事20分、網代地区にある御前石最終処分場に到着、景色がよく広々とした見晴らしの良い所でした。ここでは、最終処分場への埋め立てや、そこから発生する排水の処理、過去に埋め立てられたごみを掘り起こして搬出する作業が行われていました。

次に高尾清掃センターに移動し、熱回収施設とリサイクル施設を見学してきました。



高尾清掃センター

### 埋め立て期間はいつまで?

第2御前石最終処分場は、当初平成24年まで埋め立てが終わる予定でしたが、平成16年にごみの有料化と戸別収集が始まったことなどによってごみ量が減り、平成29年まで埋め立てができるようになりました。

さらに、平成26年の新炉の稼働によるプラスチックの焼却処理、焼却灰の資源化などにより埋め立てるごみの量が減ったこと、また最終処分場の掘り起こし再生事業により、計画埋め立て可能期間が平成55年まで延長になりました。



第2御前石最終処分場



ごみの掘り起こしの写真

### ごみの掘り起こして何?

計画埋め立て可能期間が延長になったのは、旧ごみ処理施設で発生して埋め立てられた焼却灰や不燃系処理残渣（プラスチックなど）の掘り起こし、その掘り起こしたごみを新炉で処理することにより、最終処分場を再生しているからです。また、現在の最終処分場への埋め立ては、新炉から発生した安定化処理をした飛灰処理物のみで、旧ごみ処理施設から発生して埋め立てられていたごみ量の約1/3です。

このようなことから、最終処分場の計画埋め立て可能期間が25年も延長することができました。

### 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみが直接搬入できます。

- 持ち込みできる方は、あきる野市にお住まいの方及び土地・家屋をお持ちの方で、家庭から排出されるごみに限ります。個人及び法人で事業を営む方は持ち込めません。氏名・住所を自動車運転免許証などで確認します。
  - 分別していないもの、資源・有害ごみ、事業所ごみ、処理不能（困難）物、産業廃棄物、建築廃材、処理に支障をきたすような多量のごみは、持ち込めません。
  - 有料袋に入れる必要はありません。ご家庭にあるビニール袋などに入れてください。なお、有料袋に入っている場合も手数料が必要になります。
- 持込日 月曜日から金曜日（祝日含む。年末年始除く）  
○持込時間 午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く）  
○手数料 10kgあたり300円  
○支払い方法 現金でお支払ください。  
○問合せ 西秋川衛生組合（あきる野市高尾521、TEL596-4418）  
ホームページ <http://www.nishiakigawa.or.jp/>



びん類手選別コンベヤ

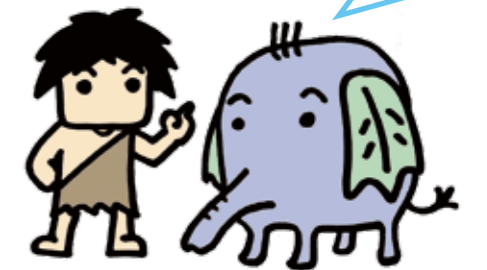


ペットボトル圧縮梱包装置

### びんやペットボトルはどうやって分別をしているの?

びんは、再使用できる生びん（ビール・酒びん）を選別した後、再利用できないびんは3種類の色別に選別をします。いずれも手選別を経て行われています。また、ペットボトルの処理も手選別を経て行われています。残念ながら、中にはキャップやラベルが付いたものもあり支障になっています。

未来の世代まで処分場が使えるように、ごみの減量を心がけようね



### みなさんからのメッセージ

・最終的には平成55年に処分場は満杯になります。それまでに有効な新技術で、ごみをもっと少なくなる方法をとるか、別の処分場を考えなくてはならないと思います。ということで、やはりごみを出さない循環の仕組み、生活を徹底することが今私たちにできることだと思います。

改めて一人一人が、ごみになることを考えごみになるものを使わないなど、意識をしていくことが大切だと思います。(M・T)

・施設の方々からの丁寧な説明を頂き興味深い一日を過ごしました。これからは、ごみを出すときは心して、丁寧にしっかり出していこうと思いました。(Y・M)

・私達もごみ減量に努めることはもちろん、適切かつ安全に処理・処分できる様にルールを守って出さなければ、処理費用の増加・売却費の低下などとなり、そのシワ寄せは自分たちに戻ってくるということを改めて感じました。(H・S)

・新設備稼働して間もない、平成26年9月見学した時点より、リサイクル施設も出来てごみ処理設備を始め施設全体、敷地内も整然として整備されていて、かつ特有の臭気も感じられずに見学出来ました。

高度な技術でプラントを24時間体制で稼働している、職員のみなさんの働きに感謝します。(K・M)



### 収集業者さんからのメッセージ

以前に比べ水分を多く含んだ可燃ごみは減った様に感じます。しかしながら、依然として資源になる様な紙くずは多く可燃ごみで捨てられているのが現状です。また、不燃ごみの中に有害ごみが混ざっている事があります。収集中や処理施設での火災の原因にも繋がります。収集業者は袋の口を開けて中身までの確認はできません。袋を持った時の感覚と透けて見える物で収集できるかできないかを判断しています。

市民の皆様ひとりひとりがごみの分別を心がけて頂ければ、ごみの減量に繋がります、事故も未然に防ぐ事ができます。

ぜひ、市役所のルールに従ってごみを出して頂けるようお願い致します。(T・U)

西秋川衛生組合では、小学生の社会科見学や一般の方の施設見学を受け付けております。ご希望の方は、日程等の調整が必要となりますので、事前に(おおむね1ヶ月前までに)ご連絡ください。